

青森県報

第八百十五号

令和六年
九月十八日
(水曜日)

目次

○ 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出……………

○ 特定行為業務の登録……………

○ 障害福祉サービス事業者の指定……………

出先機関

○ 土地改良区の役員の就任……………

○ 土地改良区の役員の就任及び退任……………

選挙管理委員会

○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（事務局）…

が
生活
習慣
病
対
策
課
…
一

福
障
社
が
課
い
…
一

同
…
二

三
八
地
域
…
二

西
北
地
域
…
二

事
務
局
…
三

告 示

青森県告示第四百九十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和六年九月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分	指定医	氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関	担当する診療科名	変更年月日
	難病指定医			澤野 武行	弘前大学医学部附属病院	外科	令和六・四・一
					医療法人雄心会青森新都心青森新都市病院	消化器外科	
					青森市石江三丁目一		

青森県告示第四百九十五号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十七条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和六年九月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

〇三〇〇〇〇 〇四三	番登 号録	令和 六・八・三〇	年月日録	株式会社 アイツト ティー	氏名又は 名称	住所	八戸市大 字尻内町 四の二五	事務所 名称	八戸市大 字尻内町 四の二五	業務開始 年月日	令和 六・九・一	備考
---------------	----------	--------------	------	---------------------	------------	----	----------------------	-----------	----------------------	-------------	-------------	----

青森県告示第四百九十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和六年九月十八日

青森県知事 宮下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
医療法人すみれ会	上北郡東北町上北一〇三	居室介護	すみれ介護相談センター	上北郡東北町上北一〇三	令和六・九・一	
医療法人すみれ会	上北郡東北町上北一〇三	重度訪問介護	すみれ介護相談センター	上北郡東北町上北一〇三	〃	
医療法人すみれ会	上北郡東北町上北一〇三	生活介護	リハビリデスマイル	上北郡東北町上北一〇三	〃	
医療法人すみれ会	上北郡東北町上北一〇三	自立訓練（機能訓練）	リハビリデスマイル	上北郡東北町上北一〇三	〃	
医療法人すみれ会	上北郡東北町上北一〇三	自立訓練（生活訓練）	リハビリデスマイル	上北郡東北町上北一〇三	〃	

出先機関

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、下長土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和六年九月十八日

三八地域県民局長 松尾 英輔

役員区別	氏名	住 所	就任の年月日
理事	吉田 敏之	八戸市河原木二の二七	令和六・八・六

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、五所川原市南部土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和六年九月十八日

西北地域県民局長 長内 和人

役員区別	氏 名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	古坂 博一	五所川原市大字神山字牧原三八の一	令和六・七・三就任
〃	高橋 義彦	若葉二丁目九の二六	〃
〃	兼成 健逸	大字猿元字松代四六の一	〃
〃	堀内 俊一	大字高野字柳田二五九	〃

青森県選挙管理委員会告示第五十八号

選挙管理委員会

令和六年九月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と

Table with 4 columns: Position (e.g., 監事, 理事), Name (e.g., 工藤 三喜男, 森 義博), District (e.g., 大字浅井字色吉一四二の二), and Age (e.g., 〃, 〃, 〃, 六・七五退任).

を合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第六項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和六年九月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二〇、七五四 人
二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二二九、七一〇 人
三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
東津軽郡選挙区 五、八八七 人
西津軽郡選挙区 四、七三六 人
南津軽郡選挙区 六、二〇三 人
北津軽郡選挙区 七、〇三三 人
上北郡選挙区 二六、一六三 人
三戸郡選挙区 一七、八三〇 人
青森市選挙区 七六、八八二 人
弘前市選挙区 四六、八〇九 人
八戸市選挙区 六一、八四八 人
黒石市選挙区 八、九三八 人
五所川原市選挙区 一七、六四〇 人
十和田市選挙区 一六、六五二 人
三沢市選挙区 一〇、四三一 人
むつ市選挙区 一九、二二一 人
つがる市選挙区 八、五八三 人
平川市選挙区 一一、〇四二 人

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭